

山梨県医師研修資金貸与制度

のしおり

(令和6年度版)

募集期間 令和6年4月1日（月）

～5月7日（火）

【医務課必着】

山梨県福祉保健部 医務課

目 次

第1 制度のあらまし	1
第2 申込み手続き	2
第3 貸与の決定	3
第4 貸与契約の解除、貸与の休止・保留	4
第5 返還の免除	5
第6 返還・猶予	8
第7 異動と届出	9
第8 修学資金との関係	10

第1 制度のあらまし

山梨県では、外科、産科、麻酔科、総合診療科の専門研修（臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技能を高めるために受ける研修をいう。）を受ける医師の方に、研修資金を貸与します。

研修資金は、貸与期間満了後から引き続いて、貸与を受けた期間と同じ期間、県内の特定公立病院等に勤務した場合に、その返還債務を免除します。

詳細につきましては、山梨県庁医務課までお問い合わせ下さい。

項目	条件等
貸与対象者	次の要件を全て満たす者 (1) 県内の病院が実施する ①外科 ②産科 ③麻酔科 ④総合診療科 に関する専門研修を受けていること (2) 貸与期間満了後から引き続いて、県内の特定公立病院等において、専門研修を受けた診療科の医師として勤務する意思を有していること
月貸額	100,000円（年貸与額 1,200,000円）
人数貸与	8名
期間貸与	貸与決定の年から専門研修修了までの期間 (その期間が3年を超える場合は3年を上限)
つての金利返還にあた	年10%
期間利息適用	貸与を受けた日の翌日から返還事由が生じた日まで
件の返還免除債務要務	貸与期間満了後から引き続いて、貸与期間に相当する期間、県内の特定公立病院等（※1）において、専門研修を受けた診療科の医師の業務に従事すること

※1 特定公立病院等：官公立病院、臨床研修病院、災害拠点病院、専門研修における基幹病院及び連携病院 等（P5-6参照）

第2 申込み手続き

募集期間内に、「医師研修資金貸与申請書」（第11号様式）と必要書類を添えて、山梨県福祉保健部医務課に申込みをしてください。

＜提出するもの＞

医師研修資金貸与申請書（第11号様式）

医師免許証の写し

本人の住民票の写し

- ・本籍の記載されたもの
- ・申請の日前2月以内に発行されたもの

※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載していないものを提出してください

連帯保証人の令和5年分所得を証明する書類及び印鑑証明書

- ・所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印（印鑑登録されている印）したもの
- ・所得額を確認できる書類のコピー（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること

※連帯保証人について

申請に当たっては、以下の要件を満たす**2名の連帯保証人**が必要です

- ①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
- ②一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）
- ③修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人であること

問合せ・申込み先

山梨県 福祉保健部 医務課 医療企画担当 医師研修資金係

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 Tel 055-223-1480

Fax 055-223-1486

第3 貸与の決定

申請者から「医師研修資金貸与申請書」の提出があった後、山梨県において書類審査を行い、その結果について直接申請者あて通知します。

山梨県が貸与を決定すべきと判断した方については、その後山梨県との間で速やかに契約を取り交わし、研修資金の貸与を開始します。

1 契約の締結

□ 「医師研修資金貸与契約書」（第12号様式）：2通

《手順》

- ① 申請者と連帯保証人が記名、捺印（印鑑登録されている印）
- ② 2通の内、1通に所定の金額の収入印紙を貼付、申請者が割印を捺印
- ③ 貸与決定通知を受けた日から指定する日までに2通とも山梨県に送付
- ④ 山梨県において、知事印捺印後、1通を申請者あて返送（契約書は大切に保管をお願いします。）

※収入印紙は、貸与期間にかかわらず**2,000円**になります。

※封筒に「医師研修資金契約書在中」と明記の上、山梨県へ簡易書留又は配達証明で郵送してください。

□ 「医師研修資金口座届」（別紙2の1）：1通

預金通帳の写し（口座の情報が分かる紙）と共に上記契約書と同封して、山梨県へ送付してください。

2 研修資金の貸与

- 貸与期間については、決定のあった年度の4月1日から貸与されるものとして取扱います。
- 3ヶ月分を一括して、6月頃（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）に「医師研修資金口座届」で指定された銀行口座に振り込む予定です。
ただし、貸与1年目については、貸与決定の事務処理上、4月から9月分を7月にまとめて振り込む予定です。
- 研修資金貸与者は、研修資金の全額の貸与を受けた際には、「**医師修学資金・医師研修資金借用証書**」（第4号様式）を提出する必要があります。

第4 貸与契約の解除、貸与の休止・保留

1 貸与契約の解除

研修資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、研修資金の貸与契約は解除されます。

- 専門研修を中止したとき
- 心身の故障のため専門研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき
- 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他研修資金の貸与の目的を達成できなくなったと認められるとき

貸与契約が解除された場合、研修資金の返還義務が生じます（P 8 参照）

※返還の免除については、P 5 参照

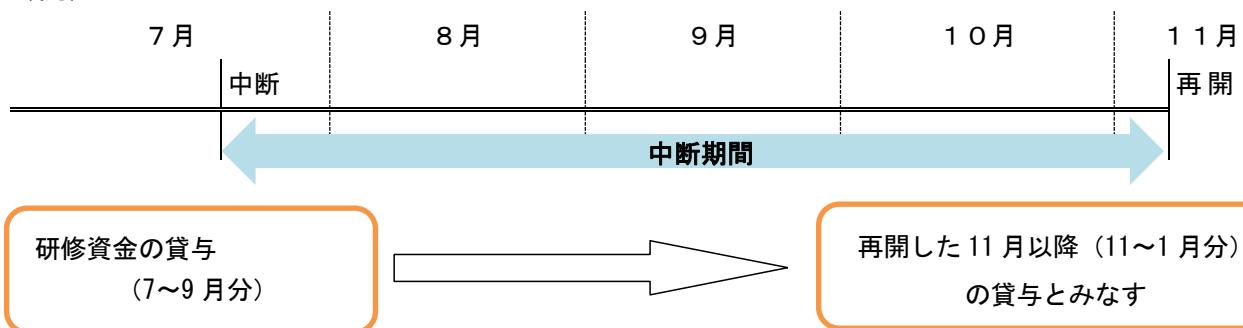
2 貸与の休止・保留

(1) 貸与の休止

- 研修医が専門研修を中断したとき：再開するまでの期間

（中断以前に既に貸与された研修資金は、専門研修を再開した後の分として貸与されたものと見なします。）

〈例〉



(2) 貸与の一時保留

- 研修医が正当な理由がなく、**毎年4月15日までに研修証明書**（専門研修を受けていることを証明する書類）（様式第13号）を提出しなかったとき

第5　返還の免除

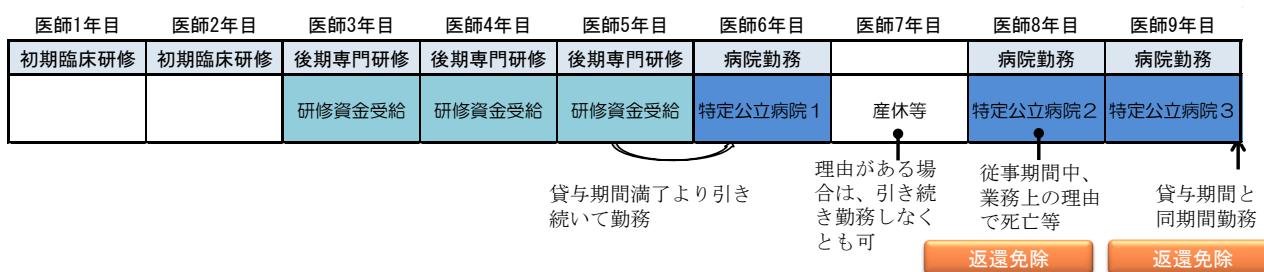
1　返還免除

以下の要件を満たすこととなった場合には、研修資金等の返還の債務が全額免除されます。

また、返還の債務の免除を受けるために医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなった場合についても、全額免除されます。

- 専門研修の貸与期間が満了した月から引き続いて、貸与期間に相当する期間、県内の特定公立病院において貸与を受けた特定診療科の医師の業務に従事すること

※ 本人の責めに帰すことができないと認められる理由がある場合は、継続して勤務することを要しません。事前に医務課へご相談ください



返還債務免除の対象となる医療機関一覧

下表の医療機関は、全て「山梨県内の特定公立病院等」に該当する医療機関です。

施設名	開設者	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	(独) 国立病院機構	甲府市天神町 11-35
山梨大学医学部附属病院	国立大学法人山梨大学	中央市下河東 1110
山梨県立中央病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	甲府市富士見 1-1-1
市立甲府病院	甲府市	甲府市増坪町 366
独立行政法人地域医療推進機構山梨病院	(独) 地域医療機能推進機構	甲府市朝日 3-8-31
甲府城南病院	医療法人慈光会	甲府市上町 753-1
甲府脳神経外科病院	医療法人篠原会	甲府市酒折 1-16-18
甲府共立病院	(公社) 山梨労働者医療協会	甲府市宝 1-9-1
山梨県立あけぼの医療福祉センター	山梨県	韮崎市旭町上條南割 3313-1
山梨県立北病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	韮崎市旭町上條南割 3314-13
韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院	韮崎市	韮崎市本町 3-5-3
北杜市立甲陽病院	北杜市	北杜市長坂町大八田 3954
北杜市立塩川病院	北杜市	北杜市須玉町藤田 773

巨摩共立病院	(公社) 山梨勤労者医療協会	南アルプス市桃園 340
医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	医療法人徳洲会	南アルプス市西野 2294-2
山梨市立牧丘病院	山梨市	山梨市牧丘町窪平 302-2
甲州市立勝沼病院	甲州市	甲州市勝沼町勝沼 950
加納岩総合病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1309
財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	財団法人山梨厚生会	山梨市落合 860
塩山市民病院	財団法人山梨厚生会	甲州市塩山西広門田 433-1
医療法人康麗会 笛吹中央病院	医療法人康麗会	笛吹市石和町市部 47-1
石和共立病院	(公社) 山梨勤労者医療協会	笛吹市石和町広瀬 623
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立 飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	身延町飯富 1628
峡南医療センター企業団市川三郷病院	峡南医療センター企業団	市川三郷町市川大門 428-1
峡南医療センター企業団富士川病院	峡南医療センター企業団	富士川町歟沢 340-1
公益財団法人 身延山病院	(公財) 身延山病院	身延町梅平 2483
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市	富士吉田市上吉田東 7-11-1
山梨赤十字病院	日本赤十字社山梨県支部	富士河口湖町船津 6663-1
大月市立中央病院	大月市	大月市大月町花咲 1225
都留市立病院	都留市	都留市つる 5-1-55
上野原市立病院	上野原市	上野原市上野原 3195
住吉病院	(公財) 住吉偕成会	甲府市住吉 4-10-32
山角病院	医療法人山角会	甲府市美咲 1-6-10
HANAZONOホスピタル	(公財) リヴィーズ	甲府市和田町 2968
日下部記念病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1363
峠西病院	医療法人南山会	南アルプス市下宮地 421
その他県、市町村、国民健康保険組合が開設する診療所		

※ 医療機関の認定状況等により変動することがあります。（詳しくはお問い合わせください。）

2 勤務期間の計算

- 勤務期間については、勤務を始めた日の属する月から、勤務しなくなった日の属する月までの月数により計算します。
休職（停職）の期間があるときは、休職（停職）になった日の属する月から休職（停職）が終了した日の属する月までは勤務期間から除かれます。
- 原則として常勤医（1週間当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む）として勤務していた期間を勤務期間として取り扱います。
なお、勤務しながら山梨大学医学部大学院の医学を履修する課程に在学している場合も、対象医療機関で勤務していれば返還債務免除のための期間として取り扱います。

3 裁量免除

- 研修資金の貸与を受けた者が、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた研修資金等を返還できなくなったときは、知事の裁量により、返還債務が免除される場合があります。

4 免除の申請

研修資金等の返還の免除を受けようとする場合には、免除事由が生じた後速やかに「**医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書**」（第6号様式）を提出してください。

《医師修学資金等返還債務免除申請書 添付書類》

- 免除事由に該当することを証明する書類
(例) 当然免除の場合 「就業証明書」（別紙5）【全勤務機関分】
裁量免除の場合 心身の故障を証明する医師の診断書等

第6　返還・猶予

1　返　還

研修資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、**利息適用期間（注）に応じ、年10%の割合で計算した利息を付して、貸与を受けた研修資金を全額返還**しなければなりません。

（注）利息適用期間：貸与を受けた日の翌日から当該理由が生じた日まで

- 研修資金の貸与契約が解除されたとき（P4参照）
- 研修資金の貸与を受けた者が、専門研修を修了した後、死亡したとき（免除になる場合を除く）
- その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※ 正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合で延滞利息を支払わなければなりません。

2　返還の猶予

研修資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間は、研修資金等の返還の猶予が受けられます。

- 研修資金の貸与を受けた者が、引き続き専門研修を受けているとき
- 研修資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき

3　返還の猶予の手続き

返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して14日以内に「**医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書**」（第7号様式）に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合　市町村の発行する罹災証明書　など
　　疾病の場合　医師の診断書　など

第7 異動と届出

1 研修資金の貸与を受けている者（貸与期間中）の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに「研修証明書」（専門研修を受けていることを証明する書類）（様式第13号）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに**「状況届」**（第8号様式）にその事実を証するに足りる書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 専門研修を休止し、又は再開したとき
- 専門研修を受ける病院を変更したとき
- 専門研修を中止したとき

2 研修資金の貸与を受けた者（貸与期間満了後）の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、4月1日現在の「現況届」（第9号様式）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに**「状況届」**（第8号様式）にその事実を証するに足りる書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき
- 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事する施設を変更したとき

3 その他

- 研修資金貸与者が死亡したとき
連帯保証人は、速やかに「死亡届」（第10号様式）を提出してください。
- 連帯保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じたとき又は連帯保証人を変更しようするとき
新たに連帯保証人を定めて、速やかに「医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願」（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出し、山梨県の承認を受ける必要があります。
 - ① 新たな連帯保証人の所得を証する書類
 - ② 新たな連帯保証人の印鑑証明書

第8 修学資金との関係

1 修学資金の貸与を受けた者

- 過去に修学資金の貸与を受け、修学資金の返還債務を有している者であっても、研修資金の貸与を受けることができます。
- ただし、第3種医師修学資金と同時に重複して貸与を受けることは出来ません。

2 修学資金と研修資金の関係

- 修学資金の返還債務を有している者が研修資金の貸与を受ける場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 研修資金の貸与を受けている期間も、修学資金の返還債務免除対象機関で医師の業務に従事していれば、修学資金の返還債務の免除を受けるための勤務期間として取り扱います。

◇第1種修学資金と研修資金を利用した場合

医学部生	医師1年目	医師2年目	医師3年目	医師4年目	医師5年目	医師6年目	医師7年目	医師8年目
学生	初期臨床研修	初期臨床研修	後期専門研修	後期専門研修	後期専門研修	病院勤務	病院勤務	病院勤務
第1種修学資金受給(1~6年間)	公立病院1(修学資金)	公立病院2(修学資金)	公立病院3(修学資金)			特定公立病院1(研修資金)	特定公立病院2(研修資金)	特定公立病院3(研修資金)

研修資金の貸与期間中も、修学資金の免除対象医療機関に勤務していれば、修学資金の返還債務免除のための従事期間に算入

修学資金免除

研修資金免除

- ② 研修資金と修学資金の両方の返還債務を有している場合に、返還債務の免除対象医療機関で医師の業務に従事した期間は、研修資金の返還債務の免除を受けるための勤務期間としてのみ取り扱います。
修学資金の返還債務の免除を受けるための勤務期間は、研修資金の返還債務が免除になった後から算入します。

◇第2種修学資金と研修資金利用した場合

医師1年目	医師2年目	医師3年目	医師4年目	医師5年目	医師6年目	医師7年目	医師8年目	医師9年目	医師10年目	医師11年目	医師12年目	医師13年目	医師14年目
初期臨床研修	初期臨床研修	後期専門研修	後期専門研修	後期専門研修	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務
特定公立病院1 (修学資金)	特定公立病院2 (修学資金)	特定公立病院3 (修学資金)	特定公立病院4 (修学資金)	特定公立病院5 (修学資金)	特定公立病院1 (研修資金)	特定公立病院2 (研修資金)	特定公立病院3 (研修資金)	特定公立病院6 (修学資金)	特定公立病院7 (修学資金)	対象外病院	対象外病院	特定公立病院8 (修学資金)	特定公立病院9 (修学資金)
研修資金受給	研修資金受給	研修資金受給	研修資金受給	研修資金受給									

研修資金の貸与期間中も、修学資金の免除対象医療機関に勤務していれば、修学資金の返還債務免除のための従事期間に算入

修学資金の従事期間に算入しない=研修資金の従事期間とのみ算入

研修資金免除

修学資金免除

◇研修資金の後に第3種修学資金を1年間利用した場合

医師1年目	医師2年目	医師3年目	医師4年目	医師5年目	医師6年目	医師7年目	医師8年目	医師9年目	医師10年目	医師11年目
初期臨床研修	初期臨床研修	後期専門研修	後期専門研修	後期専門研修	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務	病院勤務
		研修資金受給	研修資金受給	研修資金受給	特定公立病院1 (研修資金)	特定公立病院2 (研修資金)	特定公立病院3 (研修資金)	公立病院1 (修学資金)	公立病院2 (修学資金)	公立病院3 (修学資金)
					第3種受給					

修学資金の貸与期間中も、研修資金の免除対象医療機関に勤務していれば、研修資金の返還債務免除のための従事期間に算入

修学資金の従事期間に算入しない=研修資金の従事期間とのみ算入

研修資金免除

修学資金免除

【問合せ先】

◎ 山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当 医師研修資金係
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

※ 申請書等の様式は、山梨県庁のホームページからダウンロードできます。

山梨県医師研修資金貸与制度

